

# 洲本フットボールクラブ



**めざせ ベストサポーター！**

## 《洲本フットボールクラブ・規約》令和4年 Ver.

### 第1条（名称）

本会の名称は『洲本フットボールクラブ』とする。

### 第2条（目的）

本会は、サッカーを生涯スポーツの一つと位置づけ、子供達が練習・試合を通じてサッカーの技術の向上を図るとともに、サッカーを楽しむことを通じて、技術・体力・社会性の向上に努め、一人ひとりが優れた選手であると同時に、良識ある、公明で責任ある人間として成長することを目的とする。

### 第3条（組織）

本会は、園児・小学生の会員と指導部及び育成会の会員で組織する。

### 第4条（構成）

本会の目的に賛同し、入会の申し込みをした者を会員とする。詳細は次の通りとする。

#### （1）園児・小学生の会員

園児から6年生までの児童とし、以下「会員」と呼ぶ。

#### （2）指導者の会員

サッカーを通じ青少年育成に情熱を持つ成人で、ボランティア活動の賛同者とし、指導部の推薦・承認のある者で構成する。但し、必要がある場合、指導部は未成年者をインストラクターとして任用することが出来る。

#### （3）保護者の会員

会員の保護者とし、「育成会員」と呼ぶ。なお、育成会員は全員から成る「洲本フットボールクラブ育成会」を組織し、会長・連絡係、会計その他必要な役員は互選により選出する。

## 第5条（事業）

本会は、第2条の（目的）を達成するために、関係団体と交流を保ちつつ次の事業を行う。

- （1）洲本フットボールクラブの運営及び会員の指導・育成
- （2）洲本フットボールクラブが行う活動の後援
- （3）各種大会への選手派遣及びその援助
- （4）スポーツ施設や用具の確保と整備
- （5）その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第6条（経費）

本会の経費は、会費、負担金及びその他の収入で運営する。

## 第7条（会費・負担金及び支払方法）

本会の会費・負担金及び支払方法について、次の通り定める。

- （1）会費
  - 入会金 2,000円（兄弟姉妹で同時に入会の場合は1名分）
  - 月会費 2,000円／月（兄弟姉妹の2人目及び園児は1,000円）
- （2）負担金
  - サッカー協会個人登録料は個人負担とする。また、遠征等特別な活動がある場合は、別途負担金を徴収する。
- （3）支払方法
  - 月会費は会員名義での口座振替、もしくは振込みとする。なお、振込みの場合は、原則、半年（4月から9月分）もしくは、1年分（4月から翌年3月分）を前納するものとする。
  - また、入会金及び負担金は現金徴収とする。

## 第8条（会計年度）

本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

## 第9条（入会・休会及び退会）

- （1）入会
  - 入会に際しては、本会の趣旨を理解の上、別紙「入会申込書」、「洲本フットボールクラブに対する誓約書」に入会金を添えて役員会へ提出する。体験入会希望者等スポーツ安全保険未加入者の練習参加については、原則保護者の同伴とする。
  - その際、不慮の事故などによるケガ等については、応急処置のみの対応とし、本会及び指導者等は、直接その責任を負わないものとする。
- （2）休会
  - 役員会まで休会の連絡があった場合は、翌月から休会期間の会費は免除する。
- （3）退会
  - 役員会まで退会の連絡があった場合は、翌月から退会とし、会費の前納があった場合は翌月分以降を返金する。

## 第10条（保険）

本会の会員及び指導者は全員スポーツ安全保険に加入し、不慮の事故・障害については当保険の範囲内で対処するものとし、本会及び指導者等は直接その責任を負わないものとする。保険の加入は入会申込書を役員会が受理した後、手続きを行うものとする。

## 第11条（役員）

本会に次の役員を置くものとする。

- （1）代表
- （2）指導部（監督、ヘッドコーチ、コーチ）
- （3）育成会
  - 会長1名、各学年連絡係、会計担当3～4名

#### 第12条（役員を選出）

- （1）本会の各役員を選出は、毎年12月の役員選出会で翌年の役員を選出する。
- （2）本会の各役員の特発的な補充・交代は、随時開催される役員会で行う。
- （3）役員は会員1人につき原則1回とする。
- （4）育成会員で指導部に属する者については、育成会役員を免除する。但し、本人の希望により育成会役員選出に参加の意志がある者についてはこの限りでない。

#### 第13条（役員の任期）

本会の役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。

#### 第14条（総会）

本会は、毎年3月に総会を開催し、次の事項に関する報告を行い承認を得なければならない。  
なお、突発的な事項等がある場合、代表の招集に基づき、臨時総会を開催することが出来る。

- （1）活動指導方針
- （2）事業計画
- （3）会計報告
- （4）役員就任
- （5）規約の改正
- （6）その他の重要事項

#### 第15条（役員会）

本会は、第11条に規定する役員に参加をもとに、必要の都度役員会を開催し、協議の上、次の事項を決定する。

- （1）年間及び月間の活動方針、事業計画案及び実施案
- （2）年間及び月間の予算案の審議・作成・執行及び決算
- （3）役員就任及び規約の改正
- （4）その他重要事項の決定

#### 第16条（指導部会「コーチングスタッフミーティング」）

本会は、代表の招集に基づき、指導部会を随時招集することが出来る。

#### 第17条（慶弔費）

本会は、下記に限り、慶弔事に関する費用を支出することが出来る。

なお、死亡の場合、育成会より1名、指導部より1名の弔問を行う。

- （1）現会員の死亡 10,000円  
上記会員の疾病等による入院 以下一律 5,000円
- （2）現指導者会員の婚姻・死亡  
上記会員の疾病等による入院、上記会員配偶者の死亡
- （3）現育成会会員夫婦の死亡

#### 第18条（罰則）

会員等が、本会の正常な運営を妨げる事由を発生させ、その修復が不可能な場合、退会またはその他の方法により、責任を全うするものとする。

#### 第19条（補足）

本会の規約に定められない些細な事項については、その都度の役員会で協議の上、決定することが出来るものとする。

#### 第20条（その他）

本規約を改正する場合は、総会の承認を得なければならないものとする。

#### 第21条（実施）

本規約は、平成18年1月1日より実施する。

## 育成会のしおり

### 1 規律あるクラブ活動を習慣づけるために

規律ある練習をすることにより練習成果が上がり、子供達は早く上手になることから、サッカーの面白さを知り、さらに練習に励むようになります。低学年の場合は遊びの要素も大きいですが高学年に向けてはどんどんサッカーに集中させていきたいと思えます。せっかく練習に来ているのですから、時間を無駄にすることが無いよう以下の約束事を定めます。子供達には厳しく指導することもあります子供達の為と考えます。

なお、コーチの指示に従わない、約束事が守れない場合は、他の子供達の練習を妨げることになるので、練習や試合に参加させない方針とさせていただきますので、ご了承下さい。

#### 【練習・試合時の約束】

- (1) 指導者の指示（ホイッスル、口頭）にすぐに従うこと。
- (2) 練習の始まりは挨拶で、終了も挨拶。
- (3) フェアプレーを心がけ、ルールを守ること。
- (4) グランド整備、後片付けも練習。

#### 【禁止事項】

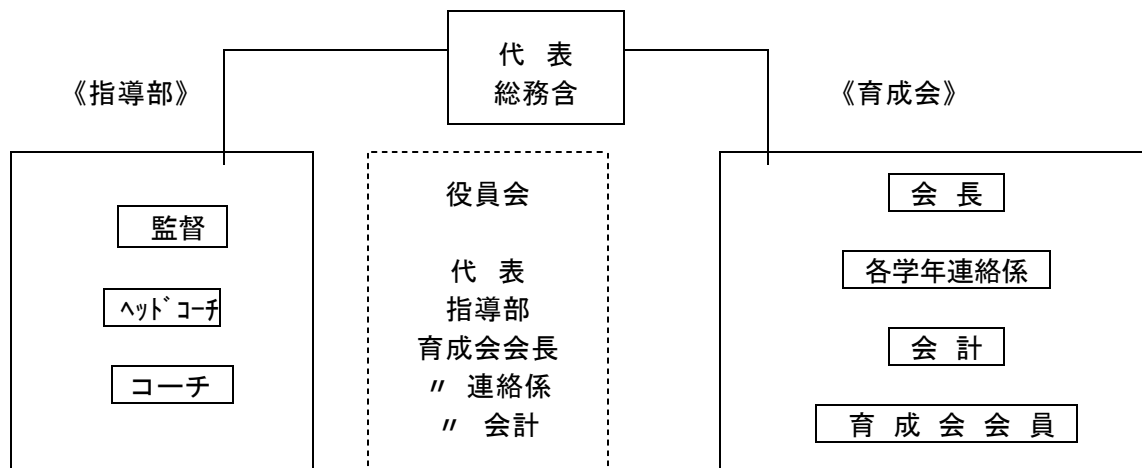
練習中だけでなく、試合、休憩時間、練習の行き帰りも含めた禁止事項

- (1) ガム、あめ等のお菓子類
- (2) ゲーム、カード等の遊び道具
- (3) ジュース、お菓子等の買い食い

#### 【洲本フットボールクラブの心得】

- (1) 仲間を大切にみんな仲良くすること
- (2) 自分のことは自分ですること
- (3) 自分勝手な行動をしないこと
- (4) 約束の時間を守ること
- (5) フェアプレーの精神を持ち、ルールに従うこと
- (6) クラブの指導者、保護者やその他のサッカー関係者にも進んで挨拶をすること

### 2 洲本フットボールクラブ組織図及び任務について



<代 表> クラブを代表するとともに、指導部並びに育成会を統括し、すべての運営を総理する。併せて総務関係事務を行う。

<指導部> 監督をキャップに、選手並びにチームの指導・育成を直接担当し、より良い指導内容・育成方法等の研鑽及び実践に努める。

<育成会> 主として代表・指導部の担当以外の育成及び運営関係を担当する。その内、主な年間行事として、3月の卒団式については、企画及び運営を5年生の育成会員で行うものとする。

### 3 練習日及び練習場所について

- (1) 試合時及び予定変更時は連絡網でお知らせします。
- (2) 平日の夜間練習は、保護者の送迎での参加に限ります。

練習日	場 所	時 間
第 1. 3. 5 土日	第 3 小学校	2 年以下 9 時～11 時 3 年以上 9 時～12 時
第 2. 4 土日	第 2 小学校	2 年以下 9 時～11 時 3 年以上 9 時～12 時
土日が雨の場合	市民交流センター他	当日予約の為時間・場所等は連絡網にて
平日練習	サンライズ淡路他	水曜 5.6 年、木曜 3.4 年 19 時～21 時

### 4 服装・持ち物について

#### (1) 服装

運動の出来る服装であれば特に制限はしませんが、安全の為にストッキングとレガースを着用のこと。また、夏場の着替え、冬場の防寒対策は各自で十分とるようにすること。

#### (2) 持ち物

練習時… 4 号球のサッカーボール、タオル、お茶等の飲料、着替え、レガース

試合時… 上記に加え、ユニフォーム、弁当等

※アスパ五色及び佐野の芝では、水のみ飲料可となります。

- (3) 夏場の練習には水分補給が欠かせません。各自で十分な飲料を準備のこと。
- (4) 全ての持ち物には必ず名前を記入すること。
- (5) 持ち物の用意などは、出来る限り会員に用意させるようにしましょう！（特に高学年）

### 5 ユニフォームについて

- (1) 3 年生以上のユニフォームは毎年 4 月にクラブより貸し出しします。  
貸出ユニフォームは、青と白の上下、青の長袖上。
- (2) 青と白のストッキングは個人購入となります。
- (3) 試合時には必ず、青と白（赤）の 2 セットを用意すること。  
・青（ク）・青（ク）・青（個人） もしくは 白（ク）・白（ク）・白（個人）
- (4) 2 年生以下については、入部時にチームシャツを進呈しますので、入部手続きが終わり次第、西住スポーツ店（コモード 5 丁目）にて採寸を行ってください。名字等をプリント後、配付となります。（当該チームシャツは、ユニフォームの代わりとなりますが、練習時等に着ていただいて構いません。）

### 6 用具購入について

4 号球ボール、レガース、ストッキング、スパイク（低学年はトレーニングシューズで十分です）は、各自で用意して下さい。指定のメーカー等はありません。

西住スポーツ店（コモード 5 丁目）での購入の場合、「洲本 FC 所属」と伝えることで商品にもよりますが、割引価格で購入できます。

### 7 健康管理について

練習及び試合に参加した会員については健康体とみなしますので、保護者は会員の家庭での健康管理に十分注意して下さい。

### 8 会費について

- (1) 口座振替、もしくは振込みとします。

・ 淡路信用金庫 物部支店 ・ 口座名義人 洲本フットボールクラブ 代表者 藤岡謙二 ・ 口座番号 普通 0069751
--

- (2) 同支店に口座をお持ちで口座振替の場合は、1 回あたり 55 円の手数料となります。  
詳細は、「淡路信用金庫・自動振込依頼書記入方法」をご覧ください。

(3) 振込みの場合は、半年分(4月から9月分)もしくは、1年分(4月から翌年3月分)を前納して下さい。

(4) 会員(子供)の名前で振込みをお願いします。

## 9 入会受付について

(1) 随時行います。但し、保険については受付後、次の土曜日からの適用となります。

(2) 体験入会者については、必ず規約第9条(1)の後段を遵守して下さい。

## 10 スポーツ安全保険について

(1) 会員は年間800円/人、指導者は1,850円/人を、会費から支出し保険に加入します。

(2) 通院4日以上ケガをした場合、保険金が出るため、役員まで連絡して下さい。

## 11 試合における道具当番について

(1) 当番は原則2名ですが、用具の積み下ろし・会場での設営・後片付け等は、育成会全員で対応して下さい。

(2) 2名以上の会員が在籍する場合、上の会員で当番をします。

## 12 連絡について

(1) 試合に関する連絡、練習日程に変更があった場合は、別途連絡網にて連絡します。

(2) 試合・行事等については、洲本フットボールクラブホームページ <http://sumoto-fc.main.jp/> にも随時掲載しますのでご覧下さい。

## 13 遠征費等について

(1) 島内の場合は、会員の自己負担とします。

(2) 日帰り島外遠征  
会員…自己負担、指導者…クラブ負担

(3) 宿泊を伴う島外遠征  
会員…自己負担、引率育成会員の宿泊費…参加選手で負担、指導者…クラブ負担  
※遠征については、上記を基本的な考えとします。但し、参加選手数・引率育成会員数・移動方法・宿泊の有無等により負担の比重が異なるため、必要に応じて役員会で協議します。

## 14 必要経費としてクラブから全額負担されるものについて

(1) グランド使用料について  
練習場所、試合会場にかかる費用については、全額負担とします。

(2) 大会参加費について  
各学年が他チームから招待を受けて参加する「大会」については、全額負担とします。  
主催者等に対する御礼も含まれます。

(3) 他チームの大会懇親会の会費関係について  
チーム同士はもとより、代表や指導者にとっても大切な交流の場であるため、指導者3名程度まで全額負担とします。

(4) 審判資格及び指導者資格の取得並びに更新費用について  
会員へのより良い指導、試合時の審判義務のため、全額負担とします。

(5) 指導者にかかる費用について  
上記、(3)(4)と同様、指導者にかかる様々な経費については、全額負担とします。  
(例：スタッフミーティング費用、遠征費用、昼をまたぐ場合の昼食等)

(6) 必要備品について  
サッカーの練習等、チーム活動に必要なものについては、全額負担とします。  
(例：コーン、ピブス、ユニフォーム、試合球、審判服、医薬品、テント等)

(7) その他  
上記以外で必要と認められるものについては、随時役員会で協議するものとします。

## 15 その他

(1) 練習場所・試合会場での駐車場所は、必ず決められた場所へ駐車のこと。



## 「めざせ バストサポーター！」

### ○ 自立の第一歩！

- ・・・子どもなりに、自分で必要だと思うことを自分でやるのが大事。  
ピッチの上では一人ひとりが自立して判断することを求められるサッカー。  
何もかもしてあげてませんか？

### ○ 子ども自身の夢！

- ・・・あなたの夢ではありません。  
プレッシャーをかけ過ぎてませんか？「期待にこたえる」ことを目標にしてしまうと、子どもは時としてつらくなります。余裕をもって見てあげましょう！

### ○ ゆっくり見守りましょう！

- ・・・子どもたちはサッカーが楽しく、大好きです。  
子ども自身がサッカーをしたいという純粋な気持ちが一番大切です。一喜一憂しないでゆっくり見守りましょう。

### ○ サッカーと学校や生活のバランス！

- ・・・さまざまな仲間とのさまざまな経験が幅を広げます。  
サッカーだけじゃダメ。他の遊びをはじめ、学校の当番も係もしっかりやる。家の手伝いもしっかりやる。そうすれば、みんながその子を応援してくれるでしょう。

### ○ トライ＆エラー！

- ・・・勝ち負け以外に大切なことがあります。  
勝ってうれしい。負けて悔しい。子どもが勝敗をうまく自分の中で消化し処理できるように、勝ちも負けも、次に向かってポジティブに自分の糧にできるように、大人はその手助けをしてあげましょう。

### ○ みんな大切な仲間！

- ・・・サッカーに「敵」はいません。  
仲間と助け合うことこそ、サッカーの大きな特徴の一つです。それはチームメイトだけでなく、相手チーム、レフェリーもそうです。みんながそろって試合が成り立つのです。

### ○ サッカーを知っているお父さん、お母さんへ！

- ・・・余裕をもってやさしい気持ちで見守ってください。  
コーチはコーチに任せましょう。でも、良いものは伝えてください。自分がやってきて良かった経験を是非お子さんに伝えてください。お父さん、お母さんのようにスポーツが好きで、一生サッカーを楽しみ続けるような子どもに育てましょう。

### ○ レフェリーの判定を尊重しましょう！

- ・・・サッカーがうまくなること、勝負に勝つことだけでなく、子どもたちに教えていかなければならない大切なことのひとつがフェアプレーです。  
子どもは大人の態度を見て学びます。皆さんのフェアプレーの精神が、そのまま子どもたちのフェアプレーに現れてくるのです。